

仕様書

1. 工事番号 令和7年度 第1号
2. 工事名 湖北合同庁舎外部照明LED更新工事
3. 工事場所 湖北合同庁舎敷地内（長浜市平方町1152-2）
湖北合同庁舎職員駐車場（長浜市勝町字喜助町120番,120番3）
4. 業務目的
滋賀県湖北合同庁舎および駐車場の外灯および壁面等の既存照明をLED照明に更新する。
5. 履行期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
設置工事は、施設運営に支障がないよう配慮することとし、原則として平日の8時30分から17時00分に実施することとするが、駐車場外灯については、上記日時以外の実施とする。なお、工事を行う場合は、発注者と日程や内容の調整を行うこととする。
6. 履行内容
 - (1) LED照明器具の内容
 - ① 照明器具、照明部材および光源(LED)は、未使用品であること。
 - ② LED照明器具は、別紙1「LED化対象箇所一覧」に記載の基準品と同等以上の性能を満たす機種とする。原則、形状(直付、埋込など)やサイズ等は既設照明器具の形状に応じたものとすること。なお基準品の後継機種は基準品とみなす。
 - ③ 極力、製品仕様の統一を図ることとする。
 - ④ LEDの光源により不快感(グレア、フリッカー等)を与えないものとすること。
 - (2) 設置箇所
別紙2「配置図」を参照すること。
 - (3) 設置作業
LED照明器具の設置にあたっては、既設の照明器具を撤去し、LED照明器具を灯具ごと交換、設置することとし、既設の照明器具と同様の方法で取り付けることとする。
 - (4) 既存照明器具の撤去および処分
取り外した照明器具一式は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従い適切に撤去および処分し、処分終了後には、産業廃棄物管理票の写しを発注者に提出することとする。
なお、作業中にPCB(ポリ塩化ビフェニル)が含有している可能性のある器具を発見した場合は、ただちに発注者に報告し、その後の対応については、発注者の指示に従うこと。
 - (5) 初期不良等の施設に責任のない不具合については、メーカー保証期間内(最低1年)に発生した場合、交換、設置まで適切に対応すること。
7. 見積金額
見積金額には、必要な部材の費用に加え、施工に要する費用および諸経費等業務の遂行に必要なすべての費用を含むこと。(設計書のとおり)

8. 施工条件

- (1) 契約締結後、速やかに施工計画書(施工体系図(施工事業者の資格が分かるものを含む)、設置器具の一覧(メーカー、型番、仕様等)、工程表を提出し確認を受けること。
- (2) 作業に着手する前に、発注者と十分に打合せを行い、承諾を受けること。
また、本業務に関連する他の作業や点検がある場合、当該受注者と連絡を密にとって相互に協力しあい、円滑な施工に努めなければならない。
- (3) 施工にあたっては、メーカー作業手順書に従い、適切に行うこと。
- (4) 施工事業者は、電気工事業法に基づき登録されている事業者とし、電気工事士の資格を有する者が施工することとする。
- (5) 次の現地試験を行うこととする。
 - ① 点灯確認(施工前)、点灯試験(施工後)
 - ② 絶縁抵抗測定(施工前、施工後)：分電盤の分岐回路ごとに施工前後の絶縁を測定し、施工によって絶縁劣化がないことを確認することとする。
 - ③ 電流値測定(施工前、施工後)：照明電灯盤の電流値を測定することとする。
- (6) 施工後、速やかに完了届、設置の照明器具の仕様書、現地試験記録、施工カラー写真等を提出すること。なお、写真是着工前、施工中、完成時の各内容が明確に判別できるものとする。
- (7) 関係法令に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。

9. その他

- (1) LED 照明器具の設置に伴う、配線、器具の設置・保守、発注者への取扱説明、打合せ時の記録作成等 LED 照明器具設置に関するすべての経費が契約金額に含まれることとする。
- (2) 地域経済の活性化や発展等に資することを踏まえ、受注者は、県内に本店を有する者を優先的に工事発注(下請)先等に選定するように検討すること。
- (3) 車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、騒音、振動等の公害が発生しないよう留意し、業務全般に万全の対策を構ずること。
- (4) 資材や機器、重機の搬入、搬出、荷卸しや荷揚げに際しては、発注者と協議を行い、施設利用者や建築物その他施設に損害を与えないよう、また施設運営についても支障のないよう安全に十分に注意して行わなければならない。
- (5) 業務着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壤汚染、排水汚染等公害発生のないよう、業務完了まで万全の対策を講じること。
- (6) 日々の清掃に努め、完成後は担当職員の立会検査を受け、合格後引き渡しを行うこと。
- (7) 作業用水、作業用電力は敷地内既存の施設を無償で利用できるものとする。
- (8) 安全な足場を設置するなど安全確保を行うこと。また、必要に応じて、養生等を行うこと。
- (9) 危険物等については、現場に放置することなく、厳重な保管を行い、盗難を防止するとともに保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うこと。
- (10) 問合せ先

滋賀県長浜土木事務所 経理用地課 防災・経理係 馬場

住 所： 長浜市平方町 1152-2

電 話： 0749-65-6636

F A X: 0749-62-5065